

第47回採石業務管理者試験 実施要領

1. 試験の実施日時及び場所

- (1) 日 時： 平成30年10月12日(金) 午前10時から正午まで
- (2) 場 所： 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県庁総合庁舎4階 総402・403会議室

2. 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

3. 受験申込みの受付

(1) 必要書類等：

- ① 受験願書(採石法施行規則様式第9によるもの)
- ② 履歴書(採石法施行規則様式第10によるもの)
- ③ 写 真
 - ・サイズは手札形(たて7cm×よこ6cm)。
 - ・受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像のもの。
 - ・裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載する。
- ④ 受験手数料(8,000円)
 - ・秋田県証紙により納付すること。

(2) 配布期間： 平成30年8月15日(水)から同年8月31日(金)までの午前9時から午後5時まで(土日を除く)

(3) 受付期間： 平成30年8月28日(火)から同年9月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(土日を除く)

(4) 受付場所： 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部資源エネルギー産業課 産業保安班
(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

4. 試験当日の注意事項

(1) 日 程

9:30 - 9:45 受 付(受験票・連絡先の確認)

9:45 - 10:00 試験についての説明

10:00 - 12:00 試 験

- ・9時45分までに入室すること。
- ・遅刻は試験開始後30分(午前10時30分)まで認める。
- ・退室は試験開始から40分経過後(10時40分)から試験終了時間の10分前(11時50分)まで認める。
- ・なお、一度退室したら試験終了まで入室を認めない。

(2) その他の注意事項

- ・計算機の使用は認めない。
- ・試験会場内での飲食・喫煙は禁止する。
- ・試験問題及び注意事項は回収しない。(持ち帰ってもよい)
- ・不正があった場合は、解答はすべて無効とする。

5. 合格発表

- ・平成30年11月1日(木)に合格者本人に対し合格証を発送する。

6. 開示請求の受付

(1) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(2) 期間及び時間

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成30年11月5日(月)から同年11月30日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 開示条件

- ・受験者本人が来庁した場合に限り、資源エネルギー産業課内において試験の得点について口頭での請求をすることができる。

7. 試験についての問い合わせ先

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課 産業保安班 (電話 018-860-2284)

(様式第9)

受 験 願 書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×試験の結果	

平成 年 月 日

秋田県知事 あて

氏 名

採石業務管理者試験を受けたいので、採石法施行規則第8条の9の規定に基づき、申請します。

住 所	〒 -
氏名及び生年月日	昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号：

(備 考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

履 歴 書

住 所	
氏 名	
生年月日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。

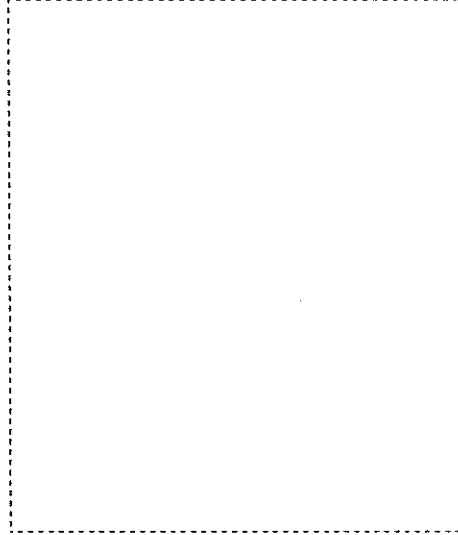
平成 年 月 日

氏 名

(備 考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 職歴には、採石業に関するものを特に詳細に記載すること。

写 真 貼 付 欄



(写真は、受験願書提出前六ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、
撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること)

氏 名 _____

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

撮 影 年 月 日 平成 年 月 日

証紙納付書

平成 年 月 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

納付者

住 所

氏 名

納付する使用料若しくは手数料又は狩猟税	採石業務管理者試験手数料	納付金額	¥8,000-
---------------------	--------------	------	---------

証紙貼付欄
